

1 アドミッションポリシー（入学者受入方針）

園芸療法課程では、“みどり”を用いて健康の維持・回復をめざす園芸療法を実践する専門家を養成しています。

園芸療法を行ううえでは、農業・園芸（植物の栽培・利用）、造園（緑の環境創造）、医療・福祉・心理・教育（対象者の理解）など関連分野の基礎的な知識・技術とともに、人を共感的に理解する力、論理的な思考力、課題解決力など幅広い能力が求められます。

本課程では、こうした事柄を身につけていくうえで必要となる基礎的知識を持ち、園芸療法を学び、実践していかこうとする意欲にあふれる方に門戸を開いています。

2 推薦入試

平成31年度園芸療法課程推薦入試を下記のとおり実施します。

- 1 募集人員 全寮制コース・通学制コースとも若干名
- 2 出願資格 次の4項目すべてを満たしている者
 - (1) 兵庫県内の国・地方自治体、医療・福祉施設等、その他の団体^{※1} に所属する正規雇用^{※2} 職員
 - (2) 所属する機関の長が責任をもって推薦できる者（出願者の自薦は不可）
 - (3) 所属する機関において現在園芸療法が行われているか、もしくは具体的な園芸療法推進計画があり、本課程修了後、すみやかに所属機関にて園芸療法を行う予定の者
 - (4) 次の①から⑨のいずれかに該当する者
 - ① 大学を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
 - ② 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学校を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
 - ③ 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校、大学校を卒業した者で医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）
 - ④ 医療、福祉・介護関連の国家資格（表1参照）を有する者
 - ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月31日までに授与される見込みの者
 - ⑥ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者もしくは平成31年3月までに修了見込みの者またはこれらに準ずる者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）
 - ⑦ 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（防衛大学校卒業者等）
 - ⑧ 平成29年文部科学省告示第48号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（専修学校の専門課程修了者）
 - ⑨ その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると兵庫県立淡路景観園芸学校において認めた者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）

※1 その他の団体については、事前の出願資格審査が必要です。審査については、「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照

※2 ここでの正規雇用とは、無期契約、フルタイム勤務、直接雇用のいずれも満たすことです。

表1 医療、福祉・介護関連の国家資格

医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 診療放射線技師 臨床検査技師 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 保育士 歯科衛生士 救急救命士 薬剤師 はり師 きゅう師 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 公認心理師

【注意事項】

出願資格の有無について疑義がある場合は、なるべく早く出願前に兵庫県立淡路景観園芸学校（TEL:0799-82-3455）にお問い合わせください。

3 願書受付期間

平成30年9月25日(火)から平成30年10月2日(火)まで

持参の場合は、午前9時から午後4時まで受け付けます。

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。

4 出願手続き

次の書類等を兵庫県立淡路景観園芸学校あてに、「簡易書留」で郵送してください。

*受験料は、無料です。

【全員が提出するもの】

- ① 受講願書（様式1）
- ② 所属する機関の長からの推薦書（様式2）
- ③ 園芸療法推進計画書（様式3）
- ④ 出願理由書（様式4-1～4-2に本人が自筆で記載すること。）
- ⑤ 最終卒業学校の卒業（見込）証明書及び成績証明書
- ⑥ 写真3枚（受講願書に出願前3ヶ月以内に撮影したものを貼付、サイズ縦4cm×横3cm）
- ⑦ 受験票返送用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手（362円分）を貼付した長3サイズの封筒（23.5cm×12cm））
- ⑧ 合否結果送付用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記した長3サイズの封筒（23.5cm×12cm）、切手は不要です。）
- ⑨ 健康診断証明書（様式5：3ヶ月以内に証明を受けたもの又は申請日から1年以内に所属機関で実施した健康診断結果のコピー）

【該当者が提出するもの】

- ⑩ 受講願書に記載した「免許・資格」を証明するための資格証の写（表2参照）
- ⑪ 表2に該当しない民間団体等が認定する園芸や園芸療法に関連する修了証、資格証の写

表2 資格一覧

医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 診療放射線技師 臨床検査技師 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 保育士 歯科衛生士 救急救命士 薬剤師 管理栄養士 はり師 きゅう師 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 介護職員初任者研修修了 ホームヘルパー1級 ホームヘルパー2級 精神保健福祉士 公認心理師 臨床心理士 幼稚園・小学校・中学校・高校教員 普及指導員 農業改良普及員 1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士 兵庫県音楽療法士

5 選抜方法

個人面接（出願理由書に対する質疑を含む）、適性検査の結果を総合して合格者を決定します。

(1) 日程

平成30年10月16日（火）

(2) 試験内容

試験科目	時間	試験会場
適性検査 個人面接(出願理由書に対する 質疑および園芸に関する口頭 試問を含む)	別途通知します。	兵庫県淡路市野島常盤 954-2 兵庫県立淡路景観園芸学校

6 選抜結果の通知

(1) 通知日

平成30年10月23日（火）

(2) 通知方法

選抜結果は所属機関の長あて郵便により通知しますので、所属機関の長から同封している本人あて通知を受け取ってください。

7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議

(1) 出願資格審査

2. 出願資格の「その他の団体」、2. 出願資格の「③、⑥、⑨」に該当する場合は、出願資格の事前資格審査が必要ですので、下記の書類を兵庫県立淡路景観園芸学校普及指導課に提出してください。郵送の場合は「簡易書留」とし、封筒に「園芸療法課程出願資格認定申請書在中」と朱書きしてください。

【提出書類】

ア 2 出願資格の「その他の団体」に該当する場合

(ア) 事前審査提出書類

団体の概要及び活動目的等が確認できる書類（定款等）

(イ) 事前審査書類提出期限

平成30年9月18日（火）必着

イ 2 出願資格の「③、⑥、⑨」に該当する場合

(ア) 事前審査提出書類

① 出願資格認定申請書（様式6）

② 最終卒業学校の卒業（見込）証明書

③ 最終卒業学校の成績証明書

④ その他本校が必要と認める書類（在職証明など）

(イ) 事前審査書類提出期限

平成30年9月18日（火）必着

ウ 資格審査結果の通知

結果は文書で、本人あてに通知します。

認定された者は、願書受付期間中に願書手続きをとってください。

(2) 身体障がいに関する事前協議

本課程の受講を志願する者で、身体に障がい（学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がい者の程度）があり、受験にあたり特別な配慮を必要とする場合には、その配慮を必要とする内容について出願前にあらかじめ下記のとおり申し出てください。

ア 協議方法

配慮を必要とする内容について、出願者またはその立場を代弁できる関係者等と事前協議を行いますので、身体障がいに関する協議申請書（様式7）を下記の提出期限までに提出してください。郵送の場合は「簡易書留」とし、封筒に「園芸療法課程身体障がいに関する協議申請書在中」と朱書きしてください。

イ 身体障がいに関する協議申請書提出期限

平成30年9月18日（火）必着

8 注意事項

- (1) 募集要項は、ホームページからダウンロードできます。
- (2) 授業は主に日本語で行いますので、外国人で日本語の能力が十分でない者は、日本語の予備教育を受けておいてください。
- (3) 本校は、学校教育法に規定する学校ではなく、実技実践中心の独自のカリキュラムにより教育を実施します。このため、独立行政法人日本学生支援機構等の学校教育法に規定する学校に在学する学生を対象とした奨学金は受けられません。
- (4) 研修料免除について
兵庫県立淡路景観園芸学校に在学している者に係る研修料の全額免除または半額免除制度があります。
詳細は、兵庫県立淡路景観園芸学校（TEL:0799-82-3455）にお問い合わせください。

3 一般入試（11月募集）

平成31年度園芸療法課程受講選抜（11月募集）を下記のとおり実施します。

1 募集人員

- (1) 全寮制コース 15名程度
- (2) 通学制コース 10名程度

2 出願資格 次の①から⑨のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
- ② 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学校を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
- ③ 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校、大学校を卒業した者で医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）
- ④ 医療、福祉・介護関連の国家資格（表1参照）を有する者
- ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑥ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者もしくは平成31年3月までに修了見込みの者またはこれらに準ずる者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）
- ⑦ 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（防衛大学校卒業者等）
- ⑧ 平成29年文部科学省告示第48号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（専修学校の専門課程修了者）
- ⑨ その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると兵庫県立淡路景観園芸学校において認めた者（事前の出願資格審査が必要です。審査については「7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議」を参照）

表1 医療、福祉・介護関連の国家資格

医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 診療放射線技師 臨床検査技師 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 保育士 歯科衛生士 救急救命士 薬剤師 はり師 きゅう師 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 公認心理師

【注意事項】

出願資格の有無について疑義がある場合は、なるべく早く出願前に兵庫県立淡路景観園芸学校（TEL:0799-82-3455）にお問い合わせください。

3 願書受付期間

平成30年10月18日(木)から平成30年10月31日(水)まで

持参の場合は、午前9時から午後4時まで受け付けます。

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

郵送の場合は、受付最終日の消印のあるものまで受け付けます。

4 出願手続き

次の書類等を兵庫県立淡路景観園芸学校あてに、「簡易書留」で郵送してください。

*受験料は、無料です。

【全員が提出するもの】

- ① 受講願書(様式1)
- ② 出願理由書(様式4-1～4-2に本人が自筆で記載すること。)
- ③ 最終卒業学校の卒業(見込)証明書及び成績証明書
- ④ 写真3枚(受講願書に出願前3ヶ月以内に撮影したものを貼付、サイズ縦4cm×横3cm)
- ⑤ 受験票返送用封筒(住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手(362円分)を貼付した長3サイズの封筒(23.5cm×12cm))
- ⑥ 合否結果送付用封筒(住所、氏名及び郵便番号を明記した長3サイズの封筒(23.5cm×12cm)、切手は不要です。)
- ⑦ 健康診断証明書(様式5:3ヶ月以内に証明を受けたもの)

【該当者が提出するもの】

- ⑧ 在職証明書(現在仕事に従事している者のみ、任意の様式で結構です。)
- ⑨ 受講願書に記載した「免許・資格」を証明するための資格証の写(表2参照)
- ⑩ 表2に該当しない民間団体等が認定する園芸や園芸療法に関連する修了証、資格証の写

表2 資格一覧

医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 診療放射線技師 臨床検査技師 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 保育士 歯科衛生士 救急救命士 薬剤師 管理栄養士 はり師 きゅう師 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 介護職員初任者研修修了 ホームヘルパー1級 ホームヘルパー2級 精神保健福祉士 公認心理師 臨床心理士 幼稚園・小学校・中学校・高校教員 普及指導員 農業改良普及員 1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士 兵庫県音楽療法士

5 選抜方法

筆記試験、個人面接(出願理由書に対する質疑を含む)、グループワーク、適性検査の結果を総合して合格者を決定します。

(1) 日程

平成30年11月11日(日) 適性検査、筆記試験、グループワーク、個人面接
*異常気象のため上記日程に試験が実施できない場合、次の日程に延期します。
平成30年11月18日(日) 適性検査、筆記試験、グループワーク、個人面接
詳細は、「異常気象時の試験について(10ページ)」をご覧ください。

(2) 試験内容

試験科目	時間	試験会場
適性検査 筆記試験 個人面接(出願理由書に対する 質疑を含む)・グループワーク	別途通知します。	兵庫県淡路市野島常盤 954-2 兵庫県立淡路景観園芸学校

※ 筆記試験(園芸)について

問題は、4肢択一式とし、次の範囲から出題します。

- ・草花分野 一年草、二年草、多年草、球根類の特性・栽培に関する一般的知識
 - ・野菜分野 果菜類、葉菜類、根菜類の特性・栽培に関する一般的知識
 - ・土壌・肥料分野 草花や野菜の栽培に用いる肥料、用土等の一般的知識
- *農薬、病気、害虫を除く

※ グループワークについて

与えられたテーマについてグループディスカッションと発表を行います。

6 合格発表

(1) 日程

平成30年11月19日(月)

(2) 発表方法等

郵便により通知するとともに、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページ(<http://www.awaji.ac.jp>)に合格者の受験番号を掲載します。

原則として電話による合否の問い合わせには応じませんが、合格発表の7日後までに郵便が届かない場合は、問い合わせに応じます。

7 出願資格審査又は身体障がいに関する事前協議

(1) 出願資格審査

2. 出願資格の「③、⑥、⑨」に該当する場合は、出願資格の事前資格審査を行いますので、下記の書類を兵庫県立淡路景観園芸学校普及指導課に提出してください。郵送の場合は「簡易書留」とし、封筒に「園芸療法課程出願資格認定申請書在中」と朱書きしてください。

【提出書類】

ア 事前審査提出書類

- ①出願資格認定申請書(様式6)
- ②最終卒業学校の卒業(見込)証明書
- ③最終卒業学校の成績証明書
- ④その他本校が必要と認める書類(在職証明など)

イ 事前審査書類提出期限

平成30年10月10日(水)必着

ウ 資格審査結果の通知

結果は文書で、本人あてに通知します。

認定された者は、願書受付期間中に出願手続きをとってください。

(2) 身体に障がいをもつ受講志願者との事前協議

本課程の受講を希望する者で、身体に障がい（学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がい者の程度）があり、受験にあたり特別な配慮を必要とする場合には、その配慮を必要とする内容について出願前にあらかじめ下記のとおり申し出てください。

ア 協議方法

配慮を必要とする内容について、出願者またはその立場を代替できる関係者等と事前協議を行いますので、身体障がいに関する協議申請書（様式7）を下記の提出期限までに提出してください。郵送の場合は「簡易書留」とし、封筒に「園芸療法課程身体障がいに関する協議申請書在中」と朱書きしてください。

イ 身体障がいに関する協議申請書提出期限

平成30年10月10日（水）必着

8 注意事項

- (1) 募集要項は、ホームページからダウンロードできます。
- (2) 授業は主に日本語で行いますので、外国人で日本語の能力が十分でない者は、日本語の予備教育を受けておいてください。
- (3) 本校は、学校教育法に規定する学校ではなく、実技実践中心の独自のカリキュラムにより教育を実施します。このため、独立行政法人日本学生支援機構等の学校教育法に規定する学校に在学する学生を対象とした奨学金は受けられません。
- (4) 研修料免除について
兵庫県立淡路景観園芸学校に在学している者に係る研修料の全額免除または半額免除制度があります。
詳細は、兵庫県立淡路景観園芸学校（TEL:0799-82-3455）にお問い合わせください。

9 一般入試（1月募集）について

推薦入試及び一般入試（11月募集）を行った結果、定数に満たない場合は一般入試（1月募集）を行う場合があります。

4 その他

*異常気象時の試験について

試験当日の午前7時現在、淡路市に暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、特別警報（種類問わず）のいずれかが発令中の場合は実施日を延期します。*

試験当日の午前7時現在の気象情報を必ず確認してください。

（気象情報 078-177 番：神戸海洋気象台の最新の気象情報 078-222-4421）

*延期の場合、試験日は次の日程です。

平成 30 年 11 月 18 日（日）適性検査、筆記試験、グループワーク、個人面接

*問い合わせ先

兵庫県立淡路景観園芸学校

普及指導課

（平日 9:00－17:30）

〒656-1726

兵庫県淡路市野島常盤 954-2

TEL 0799-82-3455

FAX 0799-82-3124

[H.P.] <http://www.awaji.ac.jp>

[E-mail] alpha@awaji.ac.jp

5 学校への交通経路案内

① 船利用の場合

J R「明石駅」または山陽電鉄「明石駅」下車 → 徒歩約 12 分 → 明石港「淡路ジェノバライン」岩屋行 → 連絡船約 13 分 → 「岩屋港」 → 学校シャトルバス約 15 分 → 淡路景観園芸学校



*学校シャトルバス(マイクロバス) は、車体側面に学校名が表示されています。

② 高速バス利用の場合

J R「舞子駅」または山陽電鉄「舞子公園駅」下車 → 徒歩約 8 分 → バス停「高速舞子」(淡路方面行き)乗車 → 高速バス約 7 分 → バス停「淡路インターチェンジ」下車 → 徒歩 1 分 (階段を下り右折、県道脇の歩道橋下へ) → 学校送迎バス約 10 分 → 淡路景観園芸学校

③ マイカー等の場合

明石海峡大橋を渡り、淡路インターチェンジ下車、すぐの交差点を直進。(県道佐野仁井岩屋線経由約 15 分)

※本校のホームページにも交通案内を掲載しています。

<http://www.awaji.ac.jp>

6 様式

(ミシン目に沿って切り取ってお使いください。)

受講願書 (様式 1)

推薦書 (様式 2)

園芸療法推進計画書 (様式 3)

出願理由書 (様式 4 - 1 ~ 4 - 2)

健康診断証明書 (様式 5)

出願資格認定申請書 (様式 6)

身体障がいに関する協議申請書 (様式 7)